

規程改正の概要

1 病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正

改正概要

・病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則中、期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間から短時間勤務職員として在職した期間を控除する。

改正内容

・各手当を算出する際に基礎となる算定期間から、育児短時間勤務職員として在職していた期間のうち、次の期間がそれぞれ除算される。

期末手当：2分の1

勤勉手当：全期間

2 通勤手当に関する規則の一部改正（本部・病院共通）

改正概要

・休職等の翌月に復職する場合は返納を要さないこととする。

改正内容

・休職等の期間が2以上の月にわたる場合は、通勤手当を返納することとしていたが、同期間が3以上の月にわたる場合に返納を要することとなった。

なお、現行規程でも、同月に復職する場合は、返納を要しない。

3 実施日等

・令和3年1月1日（「1」の適用は、平成31年4月1日とする。）

規程改正の概要

1 病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正

改正概要

・病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則中、期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間から短時間勤務職員として在職した期間を控除する。

改正内容

・各手当を算出する際に基礎となる算定期間から、育児短時間勤務職員として在職していた期間のうち、次の期間がそれぞれ除算される。

期末手当：2分の1

勤勉手当：全期間

2 通勤手当に関する規則の一部改正（本部・病院共通）

改正概要

・休職等の翌月に復職する場合は返納を要さないこととする。

改正内容

・休職等の期間が2以上の月にわたる場合は、通勤手当を返納することとしていたが、同期間が3以上の月にわたる場合に返納を要することとなった。

なお、現行規程でも、同月に復職する場合は、返納を要しない。

3 実施日等

・令和3年1月1日（「1」の適用は、平成31年4月1日とする。）